

京都市告示第146号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年5月16日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大津淀線	伏見区深草谷口町111番地の36地先から	旧	メートル 114.50	メートル 10.55 ~ 10.80
	同町111番地の20地先まで	新	114.50	12.90 ~ 14.10

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科小山経 28号線	山科区小山一石畑9番地の21地先内	旧	メートル 7.00	メートル 4.90
		新	7.00	12.90 ~ 16.61
南部町通	伏見区鷹匠町30番地の1地先から	旧	45.00	6.00 ~ 6.25
	同区東組町688番地の2地先まで	新	45.00	6.50 ~ 8.90

深草経165号 線	伏見区深草谷口町111番地の21地先内	旧	8.60	9.90 ~21.55
		新	7.80	9.90 ~19.60

(建設局土木管理部道路明示課)